

松野町不妊治療費助成事業について



松野町では特定不妊治療、一般不妊治療の治療費助成を行っています。
お気軽にご相談ください。

対象者について

以下の要件をすべて満たす方

- ・法律上の婚姻をしている方又は事実上の婚姻関係にある方
- ・町税等を滞納していない方
- ・夫婦又はどちらか一方が松野町に住民登録のある方
- ・医療保険法各法における被保険者又は被扶養者の方
- ・医師の診断により、不妊治療を行った方

対象となる治療について

* 特定不妊治療について (体外受精と顕微授精による不妊治療)

- ◆ 年齢について:治療を開始した日における妻の年齢が43歳未満である方
- ◆ 助成額:1回につき上限200,000円まで。

治療の対象となる子ども1人に対し、初めて助成を受けた治療期間の初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは通算6回まで、40歳以上であるときは通算3回まで助成可能とします。

* 一般不妊治療について

(人工授精、排卵誘発法、薬物療法、ホルモン療法、タイミング法、不妊検査手術療法(男性の不妊治療も含む))

- ◆ 年齢について:治療を開始した日における妻の年齢が40歳未満である方
- ◆ 助成額:1年度につき100,000円まで。(対象となる子ども1人に対し)
- ◆ 助成期間:治療を開始した日から2年間

注意点

助成額は、不妊治療に要する費用として、国や県の助成制度や医療保険による付加給付の対象となった額を控除した額とします。



【お問い合わせ先】
松野町保健福祉課
電話:0895-42-0708